

く報道発表資料>

保健医療部 薬務課 総務・温泉・薬事相談担当 佐藤

直通 048-830-3624 内線 3624

E-mail: a3620-01@pref.saitama.lg.jp

カテゴリー:県政一般

令和5年10月18日

第70回埼玉県地方薬事審議会の開催について

薬事に関する重要事項や今日的課題について、学識経験者や薬事関係団体の代表者など に調査審議していただくために設置している「埼玉県地方薬事審議会」を下記のとおり開 催します。今回は「薬局の認定制度」等について審議会に報告し、御意見をいただきます。

● 第70回埼玉県地方薬事審議会の概要

<u>1 日 時</u>

令和5年11月13日(月)19時00分から

2 場 所

埼玉会館3C会議室(さいたま市浦和区高砂3-1-4)

※会議はオンラインと会場の併用により開催します。

3 主な内容

薬局の認定制度に関する報告について

4 傍聴について

会議の傍聴を希望される方は、県薬務課のホームページに掲載する傍聴要領を御確認の上、必要な手続を行ってください。

【オンライン傍聴(Zoom):事前申込必要】

傍聴定員:5名(先着順)

申込先: a3620-01@pref. saitama. lg. jp

申込期間: 令和5年10月19日(木)10時00分~11月6日(月)17時00分

※オンライン傍聴申込書を期限までに事務局にメール送付してください。

【会場傍聴:事前申込不要】

傍聴定員:5名(先着順)

※会議当日の 18 時 30 分~18 時 50 分までに会場において手続きをしてください。

令和5年10月18日 保健医療部

埼玉県地方薬事審議会の概要

1 設 置

- (1) 設 置 昭和35年5月4日
- (2) 根拠法令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第3条第2項(任意設置) 執行機関の附属機関に関する条例第2条第1項 埼玉県地方薬事審議会規則

2 組 織

委員20人以内(現行15人)をもって組織し、学識経験者、薬事関係団体の代表者、消費者団体の代表者及び公募した者に知事が委嘱しています。 (任期:2年、令和4年9月1日改選)

3 職 務

- 知事の諮問に応じ、薬事に関する重要事項を調査審議いただきます。
- また、医薬品等の安全対策、薬物乱用対策、危機管理対策など、 薬事行政の今日的課題への対応状況、課題について報告し、御意見を いただいています。

4 前回の開催日時及び議題

日 時:令和4年11月25日(火)19時から20時30分

場所:埼玉会館議題:報告事項

- (1)薬局の認定制度について
- (2) 知事指定薬物の指定状況について